

## 県政経営幹事会議（11/20）での議論

Q 具体的な取組の基本方針が肝になると思うが、策定のスケジュールはどうか。

⇒条例内容の検討と並行して検討していく予定。9月議会で条例を制定し、翌年4月施行を考えており、周知期間中に取組の基本方針を策定し、示して（公表）いく予定。

Q 関係団体からは好意的な意見であったとの説明だったが、否定的な意見はなかったのか。

⇒社会的価値の実現の項目について、事業者本来の業務と直接関係のない評価要件が増えることに負担増を訴える意見はあったが、持続可能な滋賀の実現のために企業が率先して行動していただきたいという趣旨の総論には賛同いただいていると認識している。

Q 取組の状況を確認（評価）する仕組みを構築することだが、例えば地域経済の活性化では、経済波及効果で評価していくのか。

⇒経済波及効果については、懇話会においても統計課がつくった産業連関表を活用した分析を示してきた経緯はあるが、評価の指標とすることは難しいと考える。具体的な指標としては、毎年度とりまとめている契約状況実態調査における県内事業者の受注比率が、件数ベース、金額ベースでの違いはあるが、指標になると考えている。確認（評価）するには、何らかの指標が必要なので取組の基本方針の中で示していく必要があると考えている。

Q 公契約条例を制定している他府県での評価システムはどうなっているのか。

⇒都道府県レベルでは6県で条例を制定しているが、その中で理念条例として参考としている長野県条例では、審議会を設置している。本県においては、審議会を置くか、内部で評価し、外部の者にみていただくか、どういう形にしていくのかは今後の検討事項である。